

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第2項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年8月6日

【四半期会計期間】 第98期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 チッソ株式会社

【英訳名】 CHISSO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 木庭 竜一

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号

【電話番号】 (06)6441 - 3251

【事務連絡者氏名】 大阪事務所長 石崎 和久

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目2番1号

【電話番号】 (03)3243 - 6375

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 田村 秀人

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第97期 第1四半期 連結累計期間	第98期 第1四半期 連結累計期間	第97期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (百万円)	30,414	33,973	132,011
経常利益又は経常損失() (百万円)	262	1,925	3,291
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失() (百万円)	1,573	83	1,143
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,467	194	553
純資産額 (百万円)	132,372	130,743	130,561
総資産額 (百万円)	239,979	240,115	238,644
1株当たり四半期(当期) 純損失() (円)	10.11	0.54	7.35
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	60.1	59.4	59.8

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

主要な関係会社のセグメントごとの異動については、以下のとおりであります。

(機能材料事業)

当第1四半期連結会計期間より、重要性が増したSK materials JNC Co., LTD.及びSK JNC Japan株式会社を持分法適用関連会社にしております。

(加工品事業)

当第1四半期連結会計期間より、清算終了したサン・エレクトロニクス株式会社を連結子会社から除外しております。

(電力事業)

当第1四半期連結会計期間より、重要性が増した株式会社白川クリーンエナジー、株式会社白川SPC1、株式会社白川SPC2を連結子会社にしております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、当社グループは、これまでの水俣病関連累積損失に加え、2010年度より発生しております水俣病被害者救済一時金等による支払いが多額にのぼるため、当第1四半期連結会計期間末の連結利益剰余金は1,629億円となる結果、大幅な債務超過となっており、当該状況が会社の運営継続に支障を来たさないための措置として、平成12年2月8日閣議了解に基づき、国、熊本県及び関係金融機関から種々の支援措置を講じていただいております。

国・熊本県からは、水俣病関連の公的債務返済につきましては、可能な範囲で返済を行い得るよう、各年度、所要の支払猶予等を講じていただいております。また、特措法（平成21年法律第81号）及びその救済措置の方針による水俣病被害者救済一時金の支払い額が756億円と大幅に増加し、既往公的債務の償還に加えて同支払い債務の償還によって、償還合計額が増加する状況となったため、関係省庁による「チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議」において、2018年度以降の金融支援措置及び債務償還に関する申し合わせがなされ、2018年3月26日に、金融支援措置の継続並びに解決一時金債務の償還にかかる決定及び救済一時金債務について2019年度以降、当面の間、支払猶予とする決定を受けております。関係金融機関からは、現在当社に対し行われている貸付元本及び求償債権の返済猶予等の継続及びこれに係る利息等の免除並びに今後の当社及び子会社の運営継続に直接必要な資金融資を受けております。

また、当社は「2020～2024年度中期計画～業績改善のための計画～」を策定し、近年の低迷した業績から、当社グループの収益を早期に回復し持続的な経営を確立させるため、この中期計画に取り纏めた、1.構造改革の断行、2.水力発電所FIT化推進による収益拡大、3.ガバナンス/モニタリング強化、の3つの骨子の着実な遂行に取り組んでおります。

以上により、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、各国の経済対策や新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の促進による世界経済の持ち直しに伴い、輸出や生産に回復の兆しがみられたものの、都市部を中心とした緊急事態宣言の再発令により、依然として経済活動が抑制される状況は続いており、感染症収束の見通しが立たないことから、先行きは不透明な状況となりました。

このような状況のもと当社グループにおきましては、2021年3月に公表した「2020～2024年度中期計画～業績改善のための計画～」に取り組み、希望退職制度の実施等の構造改革を進めるとともに、電力事業においては、FIT（再生可能エネルギー固定価格買取制度）活用に向けた水力発電所の改修工事計画を推進し、持続的な経営基盤の強化に努めました。

当第1四半期連結累計期間の経営成績につきましては、売上高は、33,973百万円（前年同四半期比11.7%増）、営業利益は1,271百万円（前年同四半期は営業利益31百万円）、経常利益は1,925百万円（前年同四半期は経常損失262百万円）となりました。特別利益に持分変動利益756百万円を、特別損失に水俣病補償損失720百万円、事業構造改革費用1,170百万円の合計1,891百万円を計上し、親会社株主に帰属する四半期純損失は83百万円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失1,573百万円）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、売上高は4,479百万円減少しております。

セグメントの経営成績を示すと、次のとおりであります。

機能材料事業（液晶材料等）

液晶材料は、新型コロナウイルス感染症に起因する巣籠り需要の継続により、TV用液晶及びPCモニター等のIT用液晶の販売が好調となったほか、自動車市場の持ち直しにより車載用液晶の出荷も伸長したことから、売上は増加しました。シリコン製品は、プリント基板用途を中心に需要が好調に推移し、売上は増加しました。

当セグメントの売上高は7,156百万円（前年同四半期比30.5%増）となりました。

加工品事業（繊維製品、肥料等）

繊維製品は、米国向け原綿の出荷は堅調に推移したものの、除菌シート、マスク等の新型コロナウイルス感染症対策関連を中心に在庫調整の影響を受け、原綿及び不織布の出荷が総じて低調となり、売上は減少しました。

肥料は、新型コロナウイルス感染症等の影響により海外向けの出荷が減少しましたが、国内販売では価格値上げ前の先取り需要により、化成肥料を中心に出荷が好調となり、売上は増加しました。

当セグメントの売上高は14,753百万円（前年同四半期比3.1%増）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は807百万円減少しております。

化学品事業（アルコール、樹脂等）

オキシアルコールは、原料ナフサ価格の高騰により販売価格が上昇したことや、コロナ禍からの緩やかな経済回復によって中国を中心にアジア需要が旺盛となり、輸出が好調に推移したことなどから、売上は増加しました。

ポリプロピレンは、主力の自動車関連において、半導体不足の影響を受けたものの、新型コロナウイルス感染症による影響からの持ち直しの動きにより、出荷は増加しました。

当セグメントの売上高は7,276百万円（前年同四半期比117.1%増）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は517百万円減少しております。

商事事業

商事事業は、主力のポリプロピレンの販売において、自動車市場の持ち直しにより需要が拡大したことなどから、出荷は好調となりました。

当セグメントの売上高は2,052百万円（前年同四半期比48.5%減）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は3,221百万円減少しております。

電力事業

電力事業では、全13箇所の水力発電所についてFIT活用に向けた改修工事計画を進めており、当第1四半期連結累計期間においては、5月に10箇所目となる津留発電所の工事が完了し、新たに営業運転を開始するなど、安定した収益基盤の確保に取り組みしました。

当セグメントの売上高は1,245百万円（前年同四半期比34.7%減）となりました。

その他の事業（エンジニアリング等）

エンジニアリング事業は、国内案件の工事が順調に進捗したことにより売上が増加したほか、新規案件の受注も堅調に推移しました。

当セグメントの売上高は1,489百万円（前年同四半期比8.6%増）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は66百万円増加しております。

財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計年度末と比べ1,471百万円増加し、240,115百万円となりました。これは主に、現金及び預金の増加3,085百万円によるものです。

当第1四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末と比べ1,653百万円増加し、370,859百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金の増加3,323百万円によるものです。

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末と比べ181百万円減少し、130,743百万円となりました。これは主に、非支配株主持分の減少156百万円によるものです。

(2) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは、これまでの水俣病関連累積損失に加え、2010年度より発生しております水俣病被害者救済一時金等による支払いが多額にのぼるため、当第1四半期連結累計期間末の連結利益剰余金は1,629億円となる結果、大幅な債務超過となっております。当該事象及び対応策については、「1 事業等のリスク」に記載のとおりですので、そちらをご参照ください。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は1,119百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

(固定資産の譲渡契約及び同資産のリースによる賃貸借契約)

当社の連結子会社である株式会社白川クリーンエネルギーは、下記のとおり固定資産を譲渡した後に、同資産をリースにより賃借することとし、2021年6月28日付で契約を締結、2021年7月1日付で譲渡いたしました。

(1) 譲渡及び賃借の理由

当社グループの資産の有効活用及び財務体質の強化を図るため、当社の連結子会社である株式会社白川クリーンエネルギーにおいて保有する白川発電所に関する資産を、白川ウォーターパワー・リーシング有限会社に対して譲渡するとともに、当該資産に関する賃貸借契約を締結（セール・アンド・リースバック取引）いたしました。

(2) 譲渡資産及び同資産の賃借に関する概要

資産の概要	白川発電所（建物及び構築物、機械装置）
所在地	熊本県菊池郡大津町大字外牧字下畑811番地
建物（延床面積）	880.15㎡
帳簿価額	36億円
譲渡価額	137億円
リース開始日 （契約期間）	2021年7月1日 （14年間）
固定資産譲渡先 （賃貸借契約先）	白川ウォーターパワー・リーシング有限会社

(3) 当該事象の連結損益に与える影響

当該固定資産の譲渡により、2022年3月期第2四半期連結会計期間において、特別利益として固定資産売却益約101億円を計上する予定です。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	620,000,000
計	620,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年8月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	156,279,375	156,279,375		単元株式数は1,000株 であります。
計	156,279,375	156,279,375		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年6月30日		156,279		7,813		472

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 607,000		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他) (注1)	普通株式 152,595,000	152,525	同上
単元未満株式 (注2)	普通株式 3,077,375		同上
発行済株式総数	156,279,375		
総株主の議決権		152,525	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が54千株、及び株主名簿上は子会社名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が16千株、の合計70千株が含まれており、70個を議決権の数から控除しております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式487株、及び自己株式872株が含まれております。

3 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) チッソ株式会社 (注)	大阪市北区中之島三丁目 3番23号	607,000		607,000	0.38
計		607,000		607,000	0.38

(注) 株主名簿上は、当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が54千株あります。

なお、当該株式数は「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	29,247	32,333
受取手形及び売掛金	31,063	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	32,024
棚卸資産	4 31,230	4 29,534
未収入金	12,470	11,339
その他	2,905	3,716
貸倒引当金	25	27
流動資産合計	106,892	108,921
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	44,454	44,386
機械装置及び運搬具（純額）	24,303	24,528
土地	20,107	20,103
リース資産（純額）	674	640
建設仮勘定	5,914	4,662
その他	1,128	878
有形固定資産合計	3 96,581	3 95,200
無形固定資産		
のれん	703	639
その他	911	865
無形固定資産合計	1,614	1,504
投資その他の資産		
投資有価証券	20,775	21,866
関係会社出資金	4,298	4,499
長期未収入金	173	151
長期貸付金	3,072	2,948
繰延税金資産	921	977
その他	4,620	4,398
貸倒引当金	481	460
投資その他の資産合計	33,382	34,382
固定資産合計	131,579	131,087
繰延資産	172	107
資産合計	238,644	240,115

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	27,938	31,261
短期借入金	40,054	40,131
リース債務	299	285
未払法人税等	973	898
未払費用	1,122	1,488
未払金	20,085	17,655
賞与引当金	1,227	2,199
製品保証引当金	19	28
その他	1,803	2,042
流動負債合計	93,523	95,991
固定負債		
社債	300	300
長期借入金	228,320	227,759
リース債務	198	193
繰延税金負債	555	597
再評価に係る繰延税金負債	3,350	3,350
退職給付に係る負債	17,200	17,110
長期未払金	24,499	24,117
長期預り金	250	249
修繕引当金	377	501
環境対策引当金	131	130
資産除去債務	461	463
その他	36	94
固定負債合計	275,682	274,868
負債合計	369,206	370,859
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,813	7,813
資本剰余金	472	472
利益剰余金	162,844	162,928
自己株式	22	22
株主資本合計	154,580	154,664
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	589	581
土地再評価差額金	7,130	7,130
為替換算調整勘定	4,186	4,252
退職給付に係る調整累計額	21	21
その他の包括利益累計額合計	11,927	11,986
非支配株主持分	12,091	11,935
純資産合計	130,561	130,743
負債純資産合計	238,644	240,115

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	30,414	33,973
売上原価	24,504	26,846
売上総利益	5,909	7,127
販売費及び一般管理費	5,877	5,855
営業利益	31	1,271
営業外収益		
受取利息	41	37
受取配当金	266	418
持分法による投資利益	-	540
為替差益	-	38
その他	41	66
営業外収益合計	349	1,101
営業外費用		
支払利息	332	322
為替差損	32	-
持分法による投資損失	212	-
その他	65	125
営業外費用合計	642	447
経常利益又は経常損失()	262	1,925
特別利益		
持分変動利益	-	¹ 756
投資有価証券売却益	53	-
特別利益合計	53	756
特別損失		
水俣病補償損失	764	720
水俣病被害者救済一時金	2	-
事業構造改革費用	-	² 1,170
特別損失合計	766	1,891
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	975	790
法人税、住民税及び事業税	387	674
法人税等調整額	29	14
法人税等合計	417	660
四半期純利益又は四半期純損失()	1,392	129
非支配株主に帰属する四半期純利益	180	213
親会社株主に帰属する四半期純損失()	1,573	83

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	1,392	129
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	30	6
為替換算調整勘定	75	113
退職給付に係る調整額	74	6
持分法適用会社に対する持分相当額	106	48
その他の包括利益合計	75	64
四半期包括利益	1,467	194
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,636	25
非支配株主に係る四半期包括利益	168	220

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
<p>(1) 連結の範囲の重要な変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、前連結会計年度において非連結子会社であった(株)白川クリーンエネルギー及び(株)白川SPC1、(株)白川SPC2を重要性が増したため連結の範囲に含めております。</p> <p>また、サン・エレクトロニクス(株)は清算に伴い連結の範囲から除外しております。</p>
<p>(2) 持分法適用の範囲の重要な変更</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、新たに株式を取得したSK materials JNC Co., LTD.及び前連結会計年度において非連結子会社であったSK JNC Japan(株)を重要性が増したため持分法の適用の範囲に含めております。</p>

(会計方針の変更等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、他社の商品を購入し販売している収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。また工事契約に関して従来、工事完成基準にて収益を認識していた工事について、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識する方法に変更しております。さらに、同業他社との非貨幣性項目の交換取引において、一部売上と売上原価を総額で認識していましたが純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は4,479百万円減少し、売上原価は4,479百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益のそれぞれ増減はありません。また、利益剰余金の当期首残高は増減しておりません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

令和2年7月豪雨の影響について

2020年7月に発生した九州地方の大雨の影響により、当社グループが保有する水力発電所の一部が被災し運転を停止していましたが、2020年8月中旬までに全発電所の運転を再開しました。

しかし、被災した内谷第一発電所等の一部の水力発電所の復旧費用等については現在も算定を進めておりますが、その影響を合理的に算定することが困難であることから反映しておりません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
ES FiberVisions(Thailand) Co.,Ltd.	0百万円	-百万円
計	0百万円	-百万円

2. 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
受取手形割引高	253百万円	183百万円
受取手形裏書譲渡高	811 "	965 "

3. 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金等の受入による圧縮記帳累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
建物及び構築物	1,753百万円	1,753百万円
機械装置及び運搬具	717 "	717 "

4. 棚卸資産の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
商品及び製品	20,780百万円	18,972百万円
原材料及び貯蔵品	9,725 "	9,968 "
仕掛品	725 "	593 "

5. 重要な係争事件

水俣病被害者互助会に属する8名の原告から、当社、国及び熊本県に対して2007年10月11日に、熊本地方裁判所へ損害賠償請求訴訟（損害賠償請求金額合計2億1千2百万円）が提起されておりましたが、2014年3月31日付で第一審判決及び仮執行宣言の言い渡しを受けました。

判決は原告8名のうち3名の請求について一部を認容し、当社に対し1億1千1百万円及びその遅延損害金の支払いを命ずるものとなりました。当社は仮執行宣言に基づき、2014年4月8日に総額1億1千8百万円を支払っております。

2014年4月8日に第一審原告よりこの判決を不服として、第一審原告らの敗訴の部分の取り消し、第一審原告7名については1人につき1千7百万円の損害賠償及び遅延損害金の支払い、第一審原告1名について1億9千3百万円の損害賠償及び遅延損害金の支払いを求め福岡高等裁判所に控訴が提起され、当社におきましても、第一審において認められなかった当社の主張について十分な理解を得るため、2014年4月10日付で福岡高等裁判所に控訴いたしておりましたが、2020年3月13日付の判決で当社の主張が受け入れられ、第一審における当社及び国、熊本県の敗訴部分を取り消し、第一審原告らの各請求、各控訴及び控訴審における拡張請求のいずれも棄却する内容となりました。

なお、2020年3月23日に、第一審原告よりこの判決を不服として最高裁判所に上告が提起されており、係争中となっております。

当社、国及び熊本県に対して水俣病不知火患者会に属する原告1,630名から熊本地方裁判所、東京地方裁判所、大阪地方裁判所へ損害賠償請求訴訟（損害賠償請求金額合計73億3千5百万円）が提起されており、係争中となっております。

提訴日	人数	請求金額（百万円）
2013年6月20日	42	189
2013年9月30日	113	508
2013年12月26日	122	549
2014年4月3日	85	382
2014年7月15日	101	454
2014年8月12日	17	76
2014年9月25日	56	252
2014年9月29日	17	76
2015年1月22日	115	517
2015年2月5日	14	63
2015年3月31日	17	76
2015年4月30日	247	1,111
2015年5月18日	15	67
2015年8月28日	15	67
2015年9月25日	18	81
2015年10月20日	140	630
2015年12月22日	28	126
2016年5月27日	7	31
2016年6月15日	60	270
2016年9月2日	11	49
2016年11月15日	7	31
2017年2月8日	8	36
2017年3月28日	81	364
2018年1月18日	8	36
2018年5月18日	4	18
2017年4月18日	9	40
2018年9月19日	6	27
2018年11月20日	4	18
2018年12月25日	178	801
2019年2月26日	4	18
2019年12月24日	77	346
2020年1月27日	4	18
合計	1,630	7,335

当社、国及び熊本県に対して水俣病に罹患しているとする1名の原告から2015年1月13日に東京地方裁判所へ損害賠償請求訴訟（損害賠償請求金額合計4百万円）が提起されておりましたが、2019年5月29日に、原告の請求をいずれも棄却する旨の第一審判決の言渡しがありました。

2019年6月7日に原告よりこの判決を不服として、東京高等裁判所に控訴が提起されておりましたが、2020年2月27日付の判決で当社の主張が受け入れられ、原告の請求をいずれも棄却し訴訟費用は原告の負担とする内容となりました。

なお2020年3月5日に原告よりこの判決を不服として最高裁判所に上告が提起されており、係争中となっております。

(四半期連結損益計算書関係)

1 持分変動利益

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

当社の持分法適用関連会社であるSK materials JNC Co.,Ltd.を合併会社として設立したことに伴い発生したものであります。

2 事業構造改革費用

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

当社グループにおいて希望退職制度を実施したことにより、希望退職者に対する特別加算金を事業構造改革費用として計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	1,684百万円	1,701百万円
のれんの償却額	64 "	64 "

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第1四半期連結会計期間より、重要性が増したJNCセントラル(株)を持分法適用の範囲に含めております。この結果、当第1四半期連結累計期間において、利益剰余金が332百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末において利益剰余金が163,274百万円となっております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	機能材料 事業	加工品 事業	化学品 事業	商事事業	電力事業	その他の 事業	計		
売上高									
外部顧客への売上高	5,485	14,315	3,351	3,982	1,907	1,371	30,414	-	30,414
セグメント間の内部 売上高又は振替高	9	148	517	242	-	219	1,137	1,137	-
計	5,495	14,463	3,868	4,225	1,907	1,591	31,552	1,137	30,414
セグメント利益又は セグメント損失()	646	751	1,052	93	925	6	65	327	262

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失の調整額 327百万円は、報告セグメントに帰属しない全社費用等 432百万円、セグメント間取引消去等104百万円であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の経常損失と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間より、組織変更に伴う管理区分の見直しを行った結果、従来「化学品事業」に含まれていた「シリコン誘導品」を「機能材料事業」に変更しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							調整額 (注)1	四半期連 結 損益計算 書 計上額 (注)2
	機能材料 事業	加工品 事業	化学品 事業	商事事業	電力事業	その他の 事業	計		
売上高									
日本	1,284	12,223	5,557	1,725	1,245	1,472	23,509	-	23,509
アジア	5,711	1,893	1,453	280	-	14	9,354	-	9,354
その他	159	635	265	46	-	2	1,109	-	1,109
顧客との契約から生じる収益	7,156	14,753	7,276	2,052	1,245	1,489	33,973	-	33,973
その他収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	7,156	14,753	7,276	2,052	1,245	1,489	33,973	-	33,973
セグメント間の内部 売上高又は振替高	428	176	760	238	-	510	2,115	2,115	0
計	7,585	14,930	8,037	2,291	1,245	2,000	36,089	2,115	33,973
セグメント利益	245	972	497	111	469	162	2,459	534	1,925

(注) 1. セグメント利益の調整額 534百万円は、報告セグメントに帰属しない全社費用等 444百万円、セグメント間取引消去等 89百万円であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

(収益認識に関する会計基準等の適用)

会計方針の変更等に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間の期首から収益認識に関する会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、報告セグメントの売上高及び利益の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の「加工品事業」の売上高は807百万円減少、「化学品事業」の売上高は517百万円減少、「商事事業」の売上高は3,221百万円減少、「その他の事業」の売上高は66百万円増加しております。なお、利益についての増減はありません。

(企業結合等関係)

事業分離

(1) 事業分離の概要

分離先企業の名称

SK materials JNC Co., LTD.

分離した事業の内容

当社連結子会社JNC株式会社の有機EL材料事業（製造機能を除く）

事業分離を行った主な理由

当社連結子会社JNC株式会社（以下、「JNC」という。）は、技術優位性を有している青色ドーパント及びその周辺材料の開発を進めておりますが、急成長を続ける有機ELディスプレイ市場の要求に応えるため、意思決定と材料開発のスピードアップを図り、また韓国パネルメーカーへの対応を強化することを目的に、SK Materials Co., LTD.（本社：大韓民国慶尚北道、以下、「SKM」という。）との出資による有機EL材料の販売を行う合弁会社設立に関する契約（以下、「合弁契約」という。）を締結し、合弁手続きが完了致しました。

SKMが設立する新会社（SK materials JNC Co., LTD.以下、「SKMJ」という。）へ合弁契約等に基づき、有機EL材料の開発、販売を行う当社非連結子会社SK JNC Japan株式会社（以下、「SJJ」という。）の全株式及びJNCが保有する有機EL材料事業に関する特許、商権を売却し、その売却代金を対価として、SKMJの株式の49%をJNCが取得致しました。有機EL材料事業に関するJNC及びSKM両社の経営資源を融合させ、ディスプレイ市場における両社のそれぞれの強みを生かし、事業価値の拡大及び市場変化に対する適応力、顧客対応力の向上を図ってまいります。

事業分離日

2021年4月27日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価をSKMJ株式のみとする事業分離

(2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

持分変動利益 756百万円

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

固定資産 680百万円

会計処理

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき処理を行っております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

機能材料事業

(4) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る費用の概算額

一般管理費 114百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	10円11銭	0円54銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額(百万円)	1,573	83
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失金額(百万円)	1,573	83
普通株式の期中平均株式数(株)	155,680,288	155,670,281

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

水俣病被害者への一時金の支払について

当社は、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(平成21年法律第81号)及び「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月16日閣議決定)に基づき、指定支給法人である一般財団法人水俣病被害者救済支援財団へ業務を委託し、2010年10月1日より水俣病被害者の方々への一時金の支払いを行なっております。

今後、引き続き一時金の支払いが見込まれますが、現時点では具体的な金額については不明です。

なお、一時金の支払については「地域再生・振興及び調査研究等に係る施策並びに一時金支払に係るチッソ株式会社に対する支援措置」(平成22年4月16日閣議了解)に基づき当社に対する支援措置を講じていただいております。

海外ポリプロピレンコンパウンド事業の譲渡について

当社連結子会社であるJNC石油化学株式会社(以下、「JNC石油」という。)と日本ポリケム株式会社(以下、「JPC」という。)との合弁会社である日本ポリプロ株式会社(出資比率:JNC石油35%、JPC65%)は、自社が保有する、ポリプロピレンコンパウンド及びガラス長繊維強化ポリプロピレン事業を展開する海外グループ会社の株式をJPCへ2021年7月1日に譲渡いたしました。

本株式の譲渡に伴い、2022年3月期第2四半期連結会計期間において営業外収益として持分法による投資利益約2,860百万円を計上する予定であります。

固定資産の譲渡契約及び同資産のリースによる賃貸借契約

「第2 事業状況 3 経営上の重要な契約等」をご参照ください。

子会社の株式譲受けについて

当社の連結子会社であるJNC株式会社は、当社の連結子会社であるジェイカムアグリ株式会社の株式の一部を合併先である三菱ケミカル株式会社から2021年7月1日に譲受けいたしました。

1) 取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：ジェイカムアグリ株式会社

事業の内容：化成肥料等の製造、販売

企業結合日

2021年7月1日

企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

結合後企業の名称

名称の変更はありません。

その他取引の概要に関する事項

JNC株式会社が譲受けた株式の議決権比率は25%であり、当該取引によりジェイカムアグリ株式会社の議決権比率は64%となりました。今後は、ジェイカムアグリ株式会社に対する主導権の強化を図り、引き続き肥料事業による収益の向上を目指してまいります。

2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）にもとづき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理する予定です。

3) 子会社株式の譲受けに関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事者間の合意により非開示といたします。

2 【その他】

水俣病患者補償

水俣病認定患者の補償に関してこれまでの認定患者数とその補償金支払いの状況等は、次のとおりであります。

1 認定患者数

前連結会計年度末までの認定患者	2,283	人
当第1四半期連結累計期間中(2021年4月～2021年6月)における認定患者	-	人
本年7月以降7月末日までの認定患者	-	人
	(計 2,283)	人)

2 補償金支払状況

上記認定患者に対する当第1四半期連結累計期間中における補償金支払額は393百万円であり、また、本年7月以降7月末日までの補償金の支払額は128百万円であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月6日

チッソ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 打越 隆

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芳野 博之

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているチッソ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、チッソ株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥

当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。